

# 五色浜自治会所有施設使用規定

**序文** 本会所有施設（以下「施設」と言う）の使用規定は、使用方法・制限・責任並びに管理等に関する諸事の対応を明確にする目的を持って定めるものであり、役員はもとより全会員に適用するものである。

## 第1条

自治会所有施設は全会員の財産であり、その管理責任は会員全てに存在するが、総括管理責任は自治会会長にあるものとする。

## 第2条

施設の利用については、会員相互の親睦・生活・文化等、福祉向上を目的とし、明るい豊かな街づくりに寄与するもので、次に定めるものとする。

- 1、自治会が主催する各種事業開催の場所として使用する場合。
- 2、自治会が後援する会員の福祉向上に関する行事として使用する場合。
- 3、自治会が後援する会員の生活文化向上に関する諸行事として使用する場合。
- 4、自治会が後援する会員が参加するサークル活動で健全なる娯楽・親睦に使用する場合。
- 5、会員及び会員以外による使用等を自治会長が認めた場合。

## 第3条

次に掲げるものに該当するものは使用を許可しないものとする。

- 1、営利を目的とするもの、及び風紀風俗を乱す恐れがあるもの、並びに建物等付属施設・設備を破損する恐れがあり、管理上支障があると認められる場合。

## 第4条

第2条に定めた使用をする場合、利用者は利用日の5日前までに使用申込書を自治会長に提出し、許可を受けた上で下記項目を守らなければならないものとする。

- 1、使用時間は自治会館の開館時間内で、原則2時間以内とし閉館までには退出していかなければならないものとするが、企画された利用目的により、当該時間内に終了しないものと会長が判断した場合には、1時間を上限として延長を認めることができるものとする。
- 2、第2条第5項で使用する場合、次に定める使用料を納付しなければならない。
- 3、使用を許可する部屋は1階会議室、2階各和室、2階会議室の各部屋とし、開館時間内においての使用料は会員においては500円、非会員は1,500円とする。またエアコン使用の場合は別途200円を納付するものとする。
- 4、但し特別（公共の用に供する場合等）の場合として、自治会長が判断した場合はそ

の限りではない。

- 5、自治会館内は禁煙を厳守するものとする。
- 6、使用者は自治会会則及び補則内規に違反してはならないのは当然のことであるが、建物・設備・備品等、破損及び紛失した場合はその実費を賠償しなければならない。
- 7、その他、使用者所有の設備・器具等を持ち込む場合は予め持ち込み品内容を明確にし、使用申込書に記入の上、自治会長の許可を受けなければならない。
- 8、項目に定めていない事柄が発生し、自治会に損害が発生した場合は使用者（会員）が誠意誠実をもって解決するものとする。

## 第5条

自治会長は使用者が本規則に反したと判断した場合、使用制限または使用停止・退出を命じることができる。

## 第6条

災害発生時においては避難施設として使用できるものとする。避難のための終日開館、無償使用を念頭に、平時を想定した各条項に優先する使用方法を自治会長が事態に即して決定できるものとする。

## 附 則

- 1、本規則は平成18年6月20日より施行するものとし、本規則の変更及び追記は自治会役員会の承認を必要とする。
- 2、平成21年3月1日の定期総会にて第2条5項の変更、第4条4項の使用料金変更の要望があり、3月8日の役員会において承認されたので即日施行する。
- 3、第4条第1項の変更（使用時間延長に関する記述）について、平成23年5月15日役員会において承認されたので即日施行する。
- 4、使用時間は、開館時間内（宿泊は許可しない。）とし、自治会館内は禁煙を厳守すること等を盛り込んで修正し、平成28年12月11日の役員会において承認されたので即日施行する。
- 5、第6条の追加について、令和元年7月7日の役員会において承認されたので即日施行する。